

○上天草市病院事業契約規程

平成24年3月8日病院事業管理規程第2号

上天草市病院事業契約規程

(趣旨)

第1条 この規程は、法令、条例又は規則に定めるもののほか、上天草市病院事業の契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 上天草市病院事業に係る契約事務の取扱いその他契約に関する事務については、上天草市契約規則（平成16年上天草市規則第36号）を準用する。この場合において、本則中「市長」とあるのは「病院事業管理者」と、第23条の1中「令第167号の2第1項第1号に規定する普通地方公共団体の規則で定める額」とあるのは「地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第1号に規定する額」と、第23条の2中「令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する規則で定める手続」とあるのは「地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号で定める手続」と、「収入役」とあるのは「企業出納員」とそれぞれ読み替えるものとする。

(契約事務等の委任)

第3条 契約事務等については、上天草市に委任することができる。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。